

## 個人情報の取り扱いに関する例外事項の適用に関する 審議会の意見の聴取について

### 1 経緯

総務部財産管理課から「公用車へのドライブレコーダーの設置」に伴う個人情報の取得事務について、また、子育て支援局子育て政策課から「子どもの死亡登録検証事務」の実施に伴う個人情報等の取得や提供・利用すること等について、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、山梨県個人情報保護条例における例外事項としての適用を受けたい旨、申し出があった。

### 2 意見聴取の内容

#### (1) 公用車へのドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の本人以外からの取得

個人情報の本人以外からの取得（条例第5条第4項第8号関係）において、新たに類型事項を追加する。

#### (2) 子どもの死亡登録検証事務に伴う個人情報の本人以外からの取得等

- i 要配慮個人情報（※）の取得（条例第5条第3項第3号関係）において、新たに個別事項を追加する。

##### （※）要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報（条例第2条第3項）

- ii 個人情報の本人以外からの取得（条例第5条第4項第8号関係）において、新たに個別事項を追加する。
- iii 個人情報の目的外の利用・提供（条例第10条第2項第7号関係）において、新たに個別事項を追加する。

### 【参考】

#### 意見聴取の形式

##### 「類型事項」に係る意見聴取と「個別事項」に係る意見聴取

「類型事項」に係る意見聴取は、複数の所属で共通して行われる取得事務をまとめて一つの例外事項として認めるか否かを諮るものであり、「類型事項」として適当と認められる場合、類型事項に該当する事務については以後審議会の意見聴取は不要となる。

「個別事項」に係る意見聴取は、類型事項に該当しない事務であり、個別の事務ごとに取得を適当とするか否かを諮るものである。

本県ではこれまでも、この2種類の区分により意見聴取を実施してきた。